

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（老人福祉センター）

令和2年6月24日

木更津市老人福祉センターでは、令和2年7月1日（水）から、以下の使用基準に基づいて施設を開館します。

なお、各サークル・団体には、それぞれの活動内容・方法を検証し、活動実施の判断を慎重に行っていただくとともに、接触感染や飛沫感染のリスクを低減するため、主体的に「感染源にはならない・感染経路を断つ」対策を講じていただくようお願いいたします。

1. 基本的な考え方

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提言した感染拡大を予防するための「新しい生活様式」を踏まえた施設の管理・運営を行います。
- (2) 集団感染のリスクを高める3つの密を避けるため、感染拡大防止対策を徹底します。
 - ・換気の悪い密閉した空間を作らない（密閉）。
 - ・多くの人が手の届く距離に集まる場を作らない（密集）。
 - ・近距離での会話や大声での発音をできるだけ控える（密着）。
- (3) 木更津市健康管理対策本部が示した施設利用の共通基準を準拠して対応します。

2. 使用できる回数

- (1) 原則週1回までとします。

3. 使用にあたっての留意事項（各団体共通）

- (1) 使用にあたっての留意事項
 - ・入館前に検温を行うので応じること。
 - ・測定器で、37.3度以上の人の入館はできません。
 - ・2週間以内に、本人や家族に37度5分以上の熱がある方や風の症状がある方、当日体調が思わしくない方は、使用を控えること。
 - ・使用者は、マスクを着用すること。
 - ・使用者は、使用する前後に手指の消毒や手洗いを行うこと。
 - ・使用者は、十分な身体距離（最低1メートル以上）を空けて活動すること。
 - ・座席はできるだけ対面を避け、机1台を一人掛けで使用する。
 - ・大声を発したり、呼気の激しい運動（カラオケ・詩吟・民謡・民舞・ダンス等）や人同士が接触しやすい活動は当面の間、使用禁止とする。
 - ・二方向を開けて、30分に一度5分程度の換気を行うこと。

- ・水分補給以外の飲食は行わないこと。
 - ・使用人数は、各部屋の定員の2分の1以下にすること。
 - ・使用時間は2時間以内とする。
 - ・異なる団体の使用は、30分の間隔を空けること。
 - ・使用後は、使用した机・椅子・座布団や備品等、室内の消毒を行うこと。
 - ・代表者は、チェックリスト表を記入し、終了時に窓口に提出すること。
 - ・代表者は、使用者名簿を作成し保管すること（感染が発生した場合は、情報提供について協力すること。）
 - ・不特定多数が参加するイベントなどは当面の間行わないこと。
 - ・使用後2週間以内に、使用者に37度5分以上の発熱や感染の疑いのある症状発生した場合は、施設管理者まで連絡すること。
- (2) どのような活動でもマスク着用を原則とします。ただし、運動の際など熱中症のリスクがある場合はその限りではありません。止むを得ずマスクを着用せずに活動する場合は、飛沫・接触感染のリスクを低減するため、2メートル以上の身体的距離を空ける、換気を頻繁に行う、活動後の清掃は床も含め丁寧に行うなど十分は対策を講じた上で使用することとします。
- (3) 囲碁や将棋、麻雀など一定の距離を確保することが難しい活動については、飛沫・接触感染のリスクを低減するため、フェイスガードを着用した上で使用することとします。
- (4) 調理や飲食を伴う活動は、当面の間、使用を禁止します。

4. その他

- (1) 本ガイドラインは、社会状況に応じて、今後も見直しを行います。なお、老人福祉センター内で集団感染が発生した場合は、施設の使用停止や再度の使用制限を行います。
- (2) 本ガイドラインは、令和2年7月1日（水）から適用します。